

◎名古屋高等裁判所規程第五号

名古屋高等裁判所事務処理規程（平成四年名古屋高等裁判所規程第四号）第三条第三項の規定に基づき、名古屋高等裁判所常置委員会規程を次のように定める。

平成四年十二月十八日

名古屋高等裁判所

改正 令和五年六月二十三日名古屋高等裁判所規程第一号

名古屋高等裁判所常置委員会規程

第一条 常置委員会の組織及び運営の方法については、この規程の定めるところによる。

第二条 常置委員会は、次に掲げる裁判官をもって組織する。

- 一 長官
- 二 本庁の部の事務を総括する裁判官
- 三 前各号以外の本庁の民事部及び刑事部の裁判官各一人

#### 四 支部長

2 前項第三号の常置委員は、民事部及び刑事部ごとに、同号所定の裁判官の互選により定め、任期は六箇月とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 長官は、常置委員会の委員長となり、会務を総理する。

第三条 常置委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 常置委員（以下「委員」という。）の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、委員長は、速やかに常置委員会を招集しなければならない。

第四条 常置委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。

2 常置委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 緊急の事情のため会議を開くことができないう場合には、書面又は電

磁的記録を用いて意見を聴き、議事を決することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

4 本庁のみに関する事項については、第二条第一項第一号から第三号までの委員で議事を決することができる。

第五条 委員以外の裁判官は、常置委員会に出席して意見を述べることができない。ただし、常置委員会において適当と認めるときは、その出席を拒み、又は退席させることができる。

2 常置委員会において適当と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第六条 常置委員会の議事については、議事録を作成する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、平成五年一月一日から施行する。

##### (経過措置)

2

この規程の施行の際現に名古屋高等裁判所事務処理規程（平成四年名古屋高等裁判所規程第四号）による廃止前の名古屋高等裁判所裁判官會議規程第十条第二項の規定により選定されている委員は、この規程の施行の日において、同規程第二条第二項の規定により選定されたものとみなす。

附 則（令和五年六月二十三日名古屋高等裁判所規程第一号）

この規程は、令和五年七月一日から施行する。